

令和2年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和2年7月1日（水）午後2時から午後3時45分まで
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎 6階 正庁
- 3 参加者 委員18名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）13名

4 審議の概要

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中18名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされていますが、議事（5）の「有害図書類の審査について」は非公開となります。

なお、傍聴申込みはありませんでした。

それでは、はじめに永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。永井会長お願いいたします。

（永井会長挨拶）

【司会】

ありがとうございました。続きまして、水野県民文化局長から御挨拶を申し上げます。

（水野県民文化局長挨拶）

【司会】

続きまして、令和元年7月4日に開催された審議会以降に、新しく就任された委員の皆様を御紹介させていただきます。

（委員紹介）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は、会務を総理すること

とされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。
よろしく申し上げます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとされております。今回は、赤田由起江委員と市村多加子委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(赤田委員、市村委員了承)

【会長】

それでは、議事を進めてまいります。議事(1)の「部会委員の指名」に入らせていただきます。規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次へ進めさせていただきます。次に、議事(2)少年非行の概況について、説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

【委員】

先ほど日進市の方でも同じような会議に参加していたんですけど、やはり大麻の話が出てまして、大麻が増加傾向にある理由についてお聞きしたいというのが1点目。また、令和2年度の5月末の暫定値を見ると、犯罪検挙数や補導数が増えており、コロナの影響もありますけど、今後、対応等で何か考えられていることがあれば教えていただきたいと思っております。

【事務局】

まず質問の1つ目の、大麻が増加していることについて、どういった背景が考えられるかという御質問でございます。こちらの方については、はっきり断定出来る理由というものとは特定できませんが、新聞記事・インターネット等でもありますとおり、大麻が合法的な国があるといったところで誤解されていること。また、健康被害に関して、覚せい剤等と違って、健康被害が薄いのではないかと、そういった誤った情報が、世の中に出てしまっております。そういったものが、SNSを中心に若者等の中で拡散されており、大麻が身近になってきてしまっている現況にあるのではないかと考えております。

2つ目は、今年の5月末現在、刑法犯少年の検挙が増えていることについて、今後の対策であります。こちらについては、委員がお示しのとおり、新型コロナウイルスによる影響がすぐに出ているということは、この時期には断定はできませんが、何かしらの大きな影響が出ているのではないかと、県警本部として注意深く見ております。ここからは、非行防止教室を学校等と連携して開始することとなりますので、こうした地道な活動や、地域のボランティアの方々と連携した立ち直り支援活動等を進め、これ以上非行が増加していかないように努めていきたいと思っております。

【委員】

2点質問させていただきます。

まず1点目について、先ほどの大麻に絡んだことですが、他県では大麻取引において、高校生がいわゆる「消えるSNS」といわれる、他国で使われている、かなり高度化された、取引の痕跡が残りにくいSNSを使った逮捕事案があったと聞いています。私が記憶しているレベルでは新潟県だったと思いますが、本県では、そういった案件に関して、どのような状況であるか。また、警察としてどのような対応をされたか教えてください。

2点目について、今年5月末の暫定データの3の特別法犯少年の中で、その他の法令の中にチケット不正転売禁止法が1人と計上されています。チケット不正転売に関する詐欺事案が青少年の間で流行っていると聞いたことがあるので、本県ではどのような状況になっておるか教えていただきたいと思っております。

【事務局】

1件目の大麻に関する御質問です。すいません、委員からお示しのあった新潟県の事件を、事務局では把握できておりませんので、特殊なSNSのサイト等で大麻がやり取りされている事案に関してはコメントできません。ただし、当県の大麻の情勢、検挙した少年がどのように入手したかについては、取り調べで分かる範囲では、SNSで売り買いしているというよりは、密売人と接点のある共通の知人経由で売買されるのが主流であります。これまで警察本部では、薬物乱用防止教室を小学校の高学年のうちからやっております。今現在、新型コロナウイルス感染症の影響でストップ

しておりましたが、7月以降、学校関係者の方と連携して再開していきたいと思っておりますので、大麻の危険性等を特に啓発していきたいと思っております。

2点目、チケット不正転売禁止法のことですけれども、コンサートチケット等をネット上で騙してお金を振り込ませるといった事件、こういったものは以前から、そこまで数は多くはないですけれども、発生しているのは間違いありません。こういったことも犯罪になる、気軽な気持ちでやってしまうと犯罪になるということを、県のインターネットモラル教室とともに、警察本部でもサイバー犯罪対策課等々と協力して周知に努めていきたいと思っております。

【会長】

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思えます。

次の議事（3）と（4）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、御意見、御質問などをいただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、をお願いします。

【委員】

2点お伺いします。

資料9の令和元年度の青少年の深夜立入の有無が1となっているが、指導した後、改善したかどうか、どのタイミングで確認しているのか、本当に改善されたのか。

また、資料10の携帯電話販売事業者等実態調査結果について、フィルタリングの件になりますが、親が携帯を機種変更して、古い機種をそのまま子どもに使わせたとすると、フィルタリングがない状態で子どもが携帯を持つこととなります。こういったことに対して、何か対策をされているのであれば教えていただきたいと思いました。

【事務局】

1点目の御質問の青少年の深夜立ち入りのことですが、有の部分につきましては、確認をさせていただいております、改善の方もされていると確認しております。

2点目の携帯電話の販売事業者の関係ですが、先ほど委員の御指摘もありま

したとおり、青少年が携帯電話やスマートフォンを使うに際して、やはり保護者の認識が非常に重要でございます。昨年度も御紹介させていただきましたが、お手元にありますリーフレットのとおりに、私どもは2年前から、「実践！みんなのネットモラル塾」という事業を実施しております。この中では、子どもたちが安全にインターネットを利用するためには、保護者と子ども、双方がインターネットに潜む危険性や対策を理解して、インターネットを適切に利用するための家庭のルールづくりを行うことが大変重要であると考えております。一昨年は206講座を、昨年はコロナの影響で数が少なくなってしまったのですが、199講座を実施させていただいております。保護者の方、児童生徒の方には、こういう講座を受けていただいて共通の認識を持っていただけるよう取り組んでおります。また、今年度は、参考資料の一番最後に白い両面刷りのちらしがあると思うんですけども、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、オンラインでの講座をさせていただいております。また、今現在準備中でございますけれども、県内の小学校4年生・5年生の保護者を対象とした啓発のちらしを作成させていただいて、7月中旬ごろ、順次お手元にお配りさせていただいて、講座に申し込みができない層にも呼びかけていきたいと考えているところであります。

【委員】

県内すべての小学校4年生・5年生ということですか。

【事務局】

県内の全小学校4年生と5年生ということで、約14万4千数百人ということになります。7月中には皆様のお手元に届くような形で準備させていただいております。

【会長】

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

次に議事（5）で、「有害図書類の審査について」となっておりますが、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づき、この有害図書類の審査については非公開となります。

〈非公開〉

それでは議事（6）その他に移ります。それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

インターネットを使った様々なやり取りが日々進化している中で、子どもたちは、ゲーム機を使って通信出来る環境にあります。その辺りについて、どのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

【事務局】

まず、先ほどお示ししました「実践！みんなのネットモラル塾」のリーフレットを1枚おめくりいただきまして、3ページに「ゲーム機や契約切れスマホにも注意しましょう」とございます。ゲーム機や、親のお下がりなどで携帯電話事業者との契約が切れたスマホでも、無料または有料でフィルタリングサービスを利用することができます。サービス業者またはインターネット接続業者などに御相談くださいということがあります。合わせて、フィルタリングの各設定やペアレンタルコントロールを活用しましょうとあります。ペアレンタルコントロールは、スマホやゲーム機等の機能や利用を、保護者が制限したり監視する機能でございます。フィルタリングサービスの一部として携帯電話事業者側が提供することが多い他、一部のスマホやゲーム機では最初からその機能が用意されているものもございます。こうした機能をフィルタリングと合わせて有効に活用することをネットモラル塾で効果的に周知してまいりたいと考えております。

また、委員御指摘のゲームに関しましては、9ページに高額課金の問題についても触れていますので、こういったこともしっかりと周知いたします。さらに、もう一冊、マンガ版の「実践！みんなのネットモラル塾」というものがございます。こちらは、リーフレットを読んだだけでは理解が難しい小学生をターゲットにして、昨年度作らせていただいたものです。4ページと5ページを御覧いただきたいと思います。ネット上でのトラブルや、同じく、ゲーム内での課金ということでございます。こういったことについても、子どもたちに分かりやすく御理解いただき、保護者の方に御理解頂くことで、注意喚起してまいりたいと考えております。

【委員】

フリーWi-Fiスポットが増えてきています。働く親御さんたちが増えるにつれて、小学校の高学年になると手持無沙汰で家に居てもということで、ゲーム機を持って公園に行き、Wi-Fiスポットでゲームしたりしています。そういったところも注意喚起等して頂くとともに、販売店の方についても、保護者の方へより良いアドバイスをして頂くことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

【事務局】

そういったところも含めて検討してまいりたいと思います。

【委員】

警察の方にお聞きします。コロナに係る自粛期間中の影響で、家庭内の虐待が増加しているんじゃないかという指摘があると思うんですが、実際に統計上、児相へ直接通報があったものは警察の方でどこまで把握されているか分かりませんが、例えば面
前DV等で、警察から児相に通告するようなものが増えているか教えてください。

【事務局】

虐待について、新型コロナの休校期間中に家に長期間いることによって、虐待が数
値的に伸びているのかという御質問です。警察の方も毎月の数値をとっておりまして、
児童相談所に通告した人数というもので情勢を測っております。今のところは、例年
と比べ、新型コロナの影響があったことによって極端に増えているという傾向は数値
上出ていません。1つ1つの個別的な案件をみると、普段は家にいない父親が在宅で
の仕事になったことで、普段は起きないような行為が発生したり、一緒にいる期間が
長くなることで、夫婦げんか等の形になりまして、子どもの前でけんかとなり、心
理的な虐待ということで通告するケースもあります。また、学校が休校中に勉強や宿
題等が出ているがやらないということで、しつけの一環ということになるかもしれな
いが、叱ってしまうという形での心理的虐待は報告されてきております。新型コロナ
の影響に限らず、そういったところについては、児童相談所と連携をとって対策をし
ていきたいと思っております。

【委員】

現在、中学校の方に勤めておりますが、生徒の様子を見ていると、5年前に比べて
ぐっと落ち着いてきています。やはりこれは、今このように審議していただいておりますが、
いろんな啓発・広報活動等で、子どもたちもバカではないですので、危ない、
やばい、やってはいけないこと、しっかり分かっています。ですので、そういう面で、
外に見えるような犯罪はなくなってきています。ただ、逆に、見えない形のものもあり、
怖い面が感じられています。今もずっとお話がありましたが、ネットによること
については、私たちが目で見ている状況では全く分からず、大きな犯罪となつてから
でしか出てこないことが大変怖いです。保護者もそれについては大変頭を悩ましてい
ます。相談は来ますが、子どもたち方がよっぽど上ですので、そういう点では、今後、
薬物乱用教室、それからスマホ教室等、毎年やって頂いていますが、こうしたことで、
ずいぶん生徒の意識は変わってきていますので、今後も続けていただけたらありがた
いと思っております。今日は貴重な機会頂きましてありがとうございました。

【委員】

事務局の方にお聞きします。「実践！みんなのネットモラル塾」について、昨年度は
どれぐらいの実績があったか。また、今年度からオンラインでも実施されるというこ
とで、恐らく現場のいろんな方々が対面でやるのが難しいということで、すごく工夫

されていて素晴らしいと思うのですが、どんな点が例年とは異なるのか、今想定されている計画案がありましたら参考までに聞かせてもらえればと思います。

【事務局】

昨年度の申込件数は205講座となっております。新型コロナウイルスの影響もありまして、実際に実施できた件数は199講座、受講人数としては、20,094人に受講して頂きました。内訳は、大人が5,199人、子どもが14,895人です。幼稚園や学校での開催が約8割を占めておりますけれども、PTA主催のものでか青少年団体主催のものもございました。今年度につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、オンラインでの講座を実施させていただきますとともに、コロナが落ち着くと頃と思われます10月以降、例年行っております講師派遣型の講座の実施を予定しております。通常ですと、220講座を予定しておりましたが、実施が遅れることやオンラインのみの対応ということになりますので、現在は132講座を実施したいというふうに考えております。

【委員】

先ほどありました「実践！みんなのネットモラル塾」について、2万余の方が受けられているということですが、今ここで御審議される中で、ネットがどれだけ危険なものであるかは皆さん御存知だと思います。それであれば、この講座の評価はどのように受けていらっしゃるのか、それがもし評価として高いものであれば、14万人以上子どもたちがいる中で、200の講座ぐらいでは、いつその子たちに届くのかということになってしまいます。たとえネット講座があったとしても、それぞれの学校でどれだけ行われるのかを考えると、県内の市町村にお願いをして、あるいはそこで実施して頂くような方策を考えると、行動して頂く方を増やすことなどを行っていかないと、せっかくいいことをされていて、届くのが遅くなるのではないかと思います。その辺どのようにお考えか教えていただけたらと思います。

【事務局】

まず、この事業といたしましては、一昨年、昨年、今年と3年目でございます。一昨年と昨年は200講座を目指しておりました。皆様方がおっしゃるように、非常に重要な取組であるという御意見を頂戴しております。今年度は220講座を実施することとしておりましたが、コロナウイルスの関係で講座数自体は絞っておりますけれども、代わりに、オンライン講座の実施やWebでの発信に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほどの、多くの方々がいらっしゃる中で講座の数が少ないのではないかと御指摘ですが、わたくしども愛知県での取組の他に、国ではe-ネットキャラバンという事業をやっていただいております。県警察では、警察官の方が講話を行ったり、携帯電話会社においても講座をやっているようでもあります。その総数は今現在把握してお

りませんが、一定数のニーズにはお答えできているのかと考えております。ただし、委員の御指摘のとおり、こういった事業は非常に重要だと考えております。我々事務局としては今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

【委員】

先ほど申し上げたのは要するに、県としてすべきことと、市町村がすべきことが同一ではないのかということです。県が作成したものを、県内市町村が使い普及させることで、同レベルの情報が子どもたちのところに素早く・無駄なく届くと思います。他のツールを使うこともあると思いますが、基本は県で制作したものを使用すれば、市町村がその事柄のために新たに費用負担することもなくなります。

また、作成にあたり、市町村職員の方々とつくり合えば、実情を反映したより良いものが出来るのではないかと想像しますがいかがでしょうか。

【事務局】

市町村にこういった事業をやっていることは情報提供させていただいております。市町村ごとにこういった取り組みをやっただけなのが一番いいのかもしれませんが、自治体の規模等もございまして、ある程度の期間、県が取組をさせていただいて、そのあと可能であれば、市町村ごとにやって頂くのがいいのかもしれませんが、まずは県がやっている取組をしっかりと市町村、県民の方々へ周知させていただいて、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、御理解、御協力の程よろしく願いいたします。

【委員】

オンライン授業というのはこれから急速に入ってきて、一人一台という形になってきたりだとか、スタディサプリを入れるという話もあつたりしますが、そうになると、よりネットモラル教育を強化すべきと思います。先ほど委員がおっしゃったとおり、より全体的に頻度を多くやっていけないんじゃないかなと思いますが、それに関してはいかがでしょうか。

【事務局】

まずは今年度オンライン講座をやらせていただいて、その上で、こういった形にすればより多くの方々に対応していけるのか検討してまいりたいと思っています。まずは情報収集から始めて、委員の御意見を踏まえつつ、どこまで出来るか分かりませんが、継続してやっていきたいと思っています。

【事務局】

今の説明について補足します。今年度のネットモラル塾については、130講座余の開催予定となっておりますが、講座以外にも、そういったことに関心をもって頂けた

めに、小学生の保護者に対するちらしの啓発や簡単に見ていただけるウェブサイトを作成するなどして、啓発についても力を入れていきたいと思っておりますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと存じます。

【委員】

教育委員会です。今お二人の委員の方から御指摘があったことですが、まずオンライン授業については、この自粛休業中に、小・中・高等学校において、出来るところから始めています。その中で、学校現場や教育委員会の中でも、様々な議論があり、先生が授業している動画を生徒がネット上にアップロードして拡散させてしまう心配や、或いは、双方向会議システムを使って友達とやり取りする際に個人情報飛び交うことへの懸念など、色々な問題点が話し合われており、今一度、ネットモラルに関する考え方をしっかりと定めていかなければいけないと考えています。また、国のGIGAスクール構想において、これから小中学校に1人1台タブレット端末がきます。その際には、生徒個人が持つ1人1台タブレットやサーバーにフィルタリングをかけるなどして、様々な物理的な対策も必要となるので、これから研究し、対応していかないといけないと考え生徒たちに出来るだけ早くネットモラルを教えたいということで、県が実施するもの以外に、通信会社が実施するネットモラル指導の無料のサービスやSNSの運営会社が実施する講演会なども活用しています。実際には、生徒指導上の生徒間のトラブル、こんなメールを出すと相手を傷つけて大きなトラブルになるなど、そういった観点から、学校の指導目的とか学年とか発達段階に応じて、色々なネットモラルの講座を学校が主体的に選択しながらやっています。県のものも含めて、色々組み合わせて工夫して進めていることを認識していただけるとありがたいなと思います。

【会長】

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

【司会】

これをもちまして、令和2年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上